

平成 26 年度福岡県喀痰吸引等研修 (第 3 号) 募集要項

(全課程、実地研修課程 (現場演習含む)、講師養成課程)

平成 26 年度福岡県喀痰吸引等研修(第 3 号)募集要項 (全課程、実地研修過程(現場演習含む)、講師養成過程)

1 目的

福岡県内に所在する事業所等において、特定行為を実施できる介護職員等を養成すること及び特定行為を実施できる介護職員等を養成するための研修の講師となる者を養成することを目的とする。

2 実施機関

公益財団法人 総合健康推進財団 (熊本市中央区保田窪 1-10-38)

3 研修の種類

(1) 介護職員等を対象とした研修

第 3 号研修

特定の者に対して、①口腔内の喀痰吸引(通常手順又は人工呼吸器(口鼻マスク)装着者に対する手順)、②鼻腔内の喀痰吸引(通常手順又は人工呼吸器(口鼻マスク)装着者に対する手順)、③気管カニューレ内部の喀痰吸引(通常手順又は人工呼吸器(口鼻マスク以外のもの)装着者に対する手順)、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(滴下及び半固形のいずれか又は両方)及び⑤経鼻経管栄養のうちの必要な行為を実施できるようにするもの。

(2) 医師、保健師、助産師及び看護師(准看護師を除く)を対象とした研修

第 3 号講師養成課程

第 3 号研修の実地研修等の講師、第 3 号研修を行う登録研修機関の講師になることができるようにするもの。

4 研修の構成

(1) 介護職員等を対象とした研修

第 3 号研修

① 全課程(基本研修+実地研修)

講義とシミュレーターを用いた演習からなる「基本研修」と、実際に現場において喀痰吸引等を必要としている者に対して特定行為を行う「実地研修」によって構成されます。

② 実地研修課程(現場演習含む)

「基本研修」を既に受講修了している者※が対象で、実際の現場において演習を行う「現場演習」と、実際に現場において喀痰吸引等を必要としている者に対して特定行為を行う「実地研修」によって構成されます。

※ 受講の対象者は、これまでに第 3 号研修(全課程)を修了している者に限ります。

(2) 医師、保健師、助産師及び看護師(准看護師を除く)を対象とした研修

第 3 号講師養成課程

DVDによる学習で構成されます。

5 研修の内容

(1) 第 3 号研修(全課程、実地研修課程(現場演習含む))

別紙 1「第 3 号研修の内容について」のとおり

(2) 第 3 号講師養成課程

別紙 2「第 3 号講師養成課程の内容について」のとおり

6 受講にあたっての注意事項

(1) 第 3 号研修

①[全課程]…(基本研修+実地研修)

- ・基本研修（講義）を欠席した場合は、理由のいかんに関わらず、筆記試験を受けることができません。
- ・筆記試験の正解率が9割未満の受講者は、集団シミュレーター演習に進むことができません。
- ・研修の途中で、会場を変更することはできません。
- ・実地研修課程（現場演習含む）の講師（看護師）を確保する必要があります。

②[実地研修課程（現場演習含む）]

- ・実地研修課程（現場演習含む）の講師（看護師）を確保する必要があります。

(2) 第3号講師養成課程

- ・欠席した場合、理由のいかんに関わらず、第3号講師養成課程を修了できません。
- ・第3号講師養成課程を修了しても、第1号研修及び第2号研修の講師になることはできません。

7 申込方法

(1) 申込単位

施設・事業所等が「第3号全課程」、「第3号実地研修課程」及び「第3号講師養成課程」、それぞれの受講希望者を取りまとめの上、申し込んでください。

なお「第3号全課程」と「第3号実地研修課程」で申込書が異なりますので、ご注意ください。

(2) 申込書類

①「全課程」の受講希望者

- ア 全課程（基本研修＋実地研修）・講師養成課程 提出書類チェックリスト 様式3-1
- イ 全課程（基本研修＋実地研修）・講師養成課程 申込取りまとめ票 様式3-2
- ウ 全課程（基本研修＋実地研修）申込書 様式3-3

※実地研修の講師になる者が既に第3号研修の講師養成課程を受講している場合は、別紙1「第3号研修の内容について」内の“(3) ※ 実地研修先及び実地研修の講師について”に該当する修了証の写しを添付してください。

- エ 講師養成課程 申込書 様式3-4

※実地研修の講師になる者が第3号研修の講師養成課程を受講していない場合に必要です。その際は別途、資格免許証（医師、保健師、助産師、看護師（准看護師を除く））の写しを添付してください。

②「実地研修課程（現場演習含む）」の受講希望者

- ア 実地研修課程（現場演習含む）・講師養成課程 提出書類チェックリスト 様式4-1
- イ 実地研修課程（現場演習含む）・講師養成課程 申込取りまとめ票 様式4-2
- ウ 実地研修課程（現場演習含む）申込書 様式4-3

※過去の喀痰吸引等研修修了者（H24, H25, H25②等）は、基本研修免除に関する書類として研修修了証の写しを提出してください。

※実地研修の講師になる者が既に第3号研修の講師養成課程を受講している場合は、別紙1「第3号研修の内容について」内の“(3) ※ 実地研修先及び実地研修の講師について”に該当する修了証の写しを添付してください。

- エ 講師養成課程申込書 様式4-4

※実地研修の講師になる者が第3号講師養成課程を受講していない場合に必要です。その際は別途、資格免許証（医師、保健師、助産師、看護師（准看護師を除く））の写しを添付してください。

**※実地研修には、喀痰吸引等の提供に係る同意書、介護職員等喀痰吸引等指示書が必要です。
受講決定後、別途、上記書面の写しを提出していただきます**

③「第3号講師養成課程（登録研修機関向け）」の受講希望者

- ア 実地研修課程（現場演習含む）・講師養成課程 提出書類チェックリスト 様式4-1
- イ 実地研修課程（現場演習含む）・講師養成課程 申込取りまとめ票 様式4-2
- ウ 講師養成課程申込書 様式4-4

エ 資格免許証（医師、保健師、助産師、看護師（准看護師を除く））

(3) 提出方法

申込書類に必要事項を記入し、提出書類チェックリストにより必要書類を確認の上、下記提出先まで簡易書留（角2封筒を使用）により送付してください。（持ち込み不可）

（注意事項）

- ・ 申込書類一式は、折り曲げ厳禁
- ・ 申込書類一式は、提出書類チェックリストの順番にホチキスで留めてください。
- ・ 申込書類に含まれる個人情報、本研修に係る業務以外には一切使用いたしません。
- ・ 申込書類は、返却いたしません。

(4) 提出先

〒862-0926

熊本県熊本市中央区保田窪 1-10-38

公益財団法人 総合健康推進財団 喀痰吸引等研修 係

(5) 申込期間

1 期

- ① 第3号（全課程）及び第3号講師養成課程
 - ② 第3号（実地研修課程（現場演習含む））及び第3号講師養成課程
 - ③ 第3号 講師養成課程のみ
- 平成26年9月9日（火）～9月26日（金）消印有効

2 期

- ① 第3号（全課程）及び第3号講師養成課程
 - ② 第3号（実地研修課程（現場演習含む））及び第3号講師養成課程
 - ③ 第3号 講師養成課程のみ
- 平成26年10月20日（月）～11月5日（水）消印有効

8 定員を超えた場合の取扱い

募集定員を超える申込みがあった場合、福岡県及び実施機関において選定を行います。

また、会場については、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9 受講決定

選定結果については、施設・事業所等あてに文書により通知します。通知文書の発送は、以下の日程を予定しています。

なお、受講決定に関するお問い合わせは、一切お受けできません。

1 期

- ① 第 3 号研修（全課程）及び第 3 号講師養成課程
 - ② 第 3 号研修（実地研修課程（現場演習含む））及び第 3 号講師養成課程
 - ③ 第 3 号講師養成課程のみ
- 平成 26 年 10 月上旬

2 期

- ① 第 3 号研修（全課程）及び第 3 号講師養成課程
 - ② 第 3 号研修（実地研修課程（現場演習含む））及び第 3 号講師養成課程
 - ③ 第 3 号講師養成課程のみ
- 平成 26 年 11 月中旬

10 お問い合わせ先

申込みに関するお問い合わせは、別紙「受講申込みに関する質問票」にご記入の上、FAXにて行ってください。

回答については、原則として当財団のホームページもしくはFAXにて行います。

公益財団法人 総合健康推進財団 喀痰吸引等研修 係

FAX : 096-285-7015

HP <http://www.zaidan-kensyu.jp/>

営業時間 平日 8:30 ~ 17:30（土日祝日休業）

TEL 096-285-7010

※お電話でのお問い合わせは、ご遠慮ください。

※ 本研修の申込みに関するお問い合わせは、福岡県高齢者支援課及び障害者福祉課ではお受けできません。

第 3 号研修の内容について

1 構成

別添「平成 26 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 3 号研修）カリキュラム」参照

(1) 基本研修課程（現場演習除く）

- ① 基本研修（講義）2 日間 8 時間
② 筆記試験 1 日間 0.5 時間

基本研修（講義）の修得状況の確認のため、次のとおり筆記試験を行います。

- ・ 出題形式 択一式問題
- ・ 出題数 20 問
- ・ 試験時間 30 分
- ・ 合格判定基準等 筆記試験の正解率が 9 割以上の受講者を合格とし、正解率が 9 割未満の受講者は、集団シミュレーター演習に進むことができません。

- ③ 基本研修（集団シミュレーター演習） 1 日間 3 時間

- ・ 口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者への手順）
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者への手順）
- ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者への手順）
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下及び半固形の手順）
- ・ 経鼻経管栄養

喀痰吸引等を安全に実施できない場合は、実地研修課程に進むことができません。喀痰吸引については、人工呼吸器装着者（開放式＜着脱コネクター＞、開放式＜吸引用穴付きコネクター＞、閉鎖式のコネクターすべてに対応）を対象とした手順で演習を行います。胃ろう又は腸ろうによる経管栄養については、滴下及び半固形に対応した手順で演習を行います。

(2) 実地研修課程（現場演習含む）

次のうち必要な行為を、講師の評価において受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで行わなければなりません。

- ・ 口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順）
 - ・ 鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順）
 - ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順）
 - ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下の手順）
 - ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形の手順）
 - ・ 経鼻経管栄養
- } いずれか又は両方

(3) 実地研修課程に必要な書類について

実地研修には、事業所が下記の書類に基づき研修する事が必要です。

- ・ 喀痰吸引等の提供に係る同意書（特定の者（家族含む）による同意書）
- ・ 介護職員等喀痰吸引等指示書（特定の者の主治医による指示書）

※ 実地研修先及び実地研修の講師について

実地研修は、受講者が所属する施設・事業所等で行うこととなります。

実地研修の修了前に、特定行為の対象である特定の者が退所するなどして、必要な行為がなくなった場合は、第 3 号研修を修了することができません。

次に該当する者又は今年度の第 3 号講師養成課程を修了する者を実地研修の講師として確保しなければなりません。したがって、実地研修の講師になる者が今年度の第 3 号講師養成課程の受講を必要とする場合は、別途第 3 号講師養成課程に申し込む必要があります。

- ・ 「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成 23 年 9 月 14 日障発 0914 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定

- める指導者養成事業を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
・平成 24～25 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 3 号指導者養成研修）を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

2 応募要件

福岡県内の施設・事業所等が「第 3 号研修（全課程）」、「第 3 号研修（実地研修課程（現場演習含む）」）、及び講師確保のために必要となる「第 3 号講師養成課程」の受講希望者を取りまとめて申し込むこととし、受講希望者が次の①～④のいずれの要件も満たすこと。

- ① 受講を希望する者が特定の者に特定行為を実施しようとする者であること。
- ② 受講を希望する者が希望する研修の全課程を受講できること。
- ③ 特定行為の対象となる特定の者に対して実地研修を実施できること。
- ④ 取りまとめを行う施設・事業所等が実地研修の講師を確保できること。

3 募集定員

[第 1 期] H26. 10. 14～H26. 12. 26

第 3 号研修（全課程）

北九州会場 30 人

福岡会場 40 人

筑後会場 30 人

第 3 号研修（実地研修課程（現場演習含む））

県内 50 人

[第 2 期] H26. 11. 27～H27. 2. 28

第 3 号研修（全課程）

北九州会場 30 人

福岡会場 40 人

筑豊会場 30 人

第 3 号研修（実地研修課程（現場演習含む））

県内 50 人

（合計） 全課程：200 人

実地研修課程（現場演習含む）：100 人

4 研修日程及び会場

別添「平成 26 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 3 号研修）カリキュラム」参照

5 受講費用

(1) 「全課程」の受講希望者

① 受講料 無料

② 保険料 2,800 円

（内訳）スポーツ安全保険 800 円（集団シミュレーター演習）時に適用
施設所有者賠償責任保険 2,000 円（実地研修時に適用）

(2) 「実地研修課程（現場研修含む）」の受講希望者

① 受講料 無料

② 保険料 2,000 円

（内訳）施設所有者賠償責任保険 2,000 円（実地研修時に適用）

※ 申し込み後に、受講者又は受講者が所属する事業所の理由でキャンセルが発生した場合は、保険料の返金はありません。利用者等の理由でのキャンセルが発生した場合、この限りではありません。

6 テキストについて

第 3 号研修（全課程）のテキストについては、実施機関では準備しませんので、下記ホームページよりダウンロードし、印刷の上、持参してください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigosyokuin/dl/text_all.pdf

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修関係資料のうち、
『喀痰吸引等研修テキスト（第三号研修）』

<高画質版> http://www.pures.co.jp/h24_kakutan_t_all.pdf

第 3 号講師養成課程の内容について

1 構成

別添「平成 26 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 3 号講師養成課程）カリキュラム」参照
・DVDによる学習、課題レポートの提出等 1日 5.5時間

2 応募要件

次の①～③のいずれの要件も満たすこと

- ① 福岡県内の介護事業所等に勤務する医師、保健師、助産師、看護師であること
※ 准看護師は含まれません。
- ② 第 3 号研修の実地研修の講師、第 3 号研修を行う登録研修機関（予定を含む）の講師になろうとする者であること
- ③ 受講を希望する者が研修の全課程を受講できること

3 募集定員

[第 1 期]

北九州会場（平成 26 年 10 月 22 日） 50 人
福岡会場（平成 26 年 10 月 14 日） 50 人

[第 2 期]

北九州会場（平成 26 年 11 月 27 日） 50 人
福岡会場（平成 26 年 12 月 2 日） 50 人（合計 200 人）

4 研修日程及び会場

別添「平成 26 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 3 号講師養成課程）カリキュラム」参照

5 受講費用

受講料 無料

6 テキストについて

第 3 号講師養成課程のテキストについては、実施機関では準備しませんので、下記ホームページよりダウンロードし、印刷の上、持参してください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigosyokuin/dl/manual_all.pdf

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修関係資料のうち、
『喀痰吸引等指導者マニュアル（第三号研修）』

<高画質版> http://www.pures.co.jp/h24_kakutan_m_all.pdf

平成26年度福岡県喀痰吸引等研修(第3号)

受講申込みに関する質問票

質問日	平成26年	月	日
法人名			
事業所名			
質問者氏名			
Email			
TEL		FAX	
質問内容を簡潔にお書きください。			
回答欄			

- ・回答については、公益財団法人 総合健康推進財団のホームページもしくは、FAXにより対応させていただきます。
- ・内容によっては、お電話でご連絡する場合があります。
- ・回答までにお時間がかかる場合もございますので、予めご了承ください。